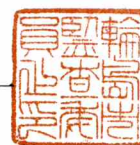


輪島市監査公表第15号

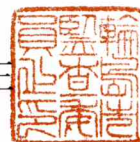
令和元年11月21日付発監査第234号の監査結果報告に基づき、
輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条
第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年12月25日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正

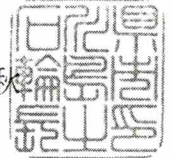




発農第 802 号
令和元年 12 月 10 日

輪島市監査委員 高森 宝一 様
輪島市監査委員 大宮 正 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 農林水産課・門前総合支所地域整備課

監査執行年月日 令和元年10月30日(水)

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①滞納繰越分について</p> <p>国営農地開発事業分担金等の滞納繰越分については、債務者の高齢化等により徴収が困難な状況となっているが、収入未済額の縮減のため、今後も引き続き努力されたい。</p>	<p>債務者も高齢化し、収入が年金のみの方々も多いことから、可能な範囲で回収を行っているのが現状となっている。</p> <p>今後とも、相続権者等から理解をいただきながら、回収を進めていく。</p>	<p>措置方針等</p>